令和8年(2026年)
11/1
No.2027
せたがや
SETAGAYA

11月20日は 世田谷区子どもの権利の日

※子どもの権利条約が国際連合で採択された日です。

子どもの権利って？

子どもには、成長の途中だからこそ大切にされる、子どもの権利があります。

大人には、その権利を保障し、子どもにとって何が一番よいかを考える役割があります。

子どもも大人も、お互いを尊重し、対話を重ねながら、一緒に考えていくことが大切です。

世田谷区子どもの権利条例

これまでの「子ども条例」を改正し、「子どもの権利条例」として令和7年(2025年)4月からスタートしました。

具体的な子どもの権利を条例に明記し、広く知ってもらうことで、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくっていくことを目指しています。

問子ども・若者支援課 ☎03-5432-2528 FAX03-5432-3016

詳しくはコチラ 区HP 23496

世田谷区 子どもの権利プロジェクト

11月3日(祝)開催!!
子どものけんりフェス × welcome baby ♥ family FES

詳しくは2面へ

区のおしらせ せたがや

毎月1日・15日
25日(地域版)発行
※1月15日の発行はありません。

発行　世田谷区
編集　広報広聴課

区役所
〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代)
FAX5432-3001(広報広聴課)

最新の情報は区のホームページでご確認ください

column

子どもの権利を知ることから、互いを大切にするまちへ

「子どもの権利条例」ができてから2年目となります。

条例の文案は、中高生のメンバーが相談しながら作成しました。子どもと関係の深い条例だからこそ、子ども自身が参加し、意見表明権を使って条例を作っていくことを尊重しました。

子どもの権利とは、大人からご褒美として与えられるものではなく、全ての子どもが生まれながらに持っているものです。自分らしく過ごすこと、人として大切にされること、安心して学び遊ぶこと、意見や思いを伝えることなど、一人ひとりに等しく保障されています。

子どもの権利について知ることは、自分自身が大切な存在であると気づくとともに、周りの人も同じように大切な権利を持っていると知ることにつながります。自分の思いを伝えることと同じように、相手の声に耳を傾け、それぞれの違いや思いを受けとめることも大切です。

11月3日に「子どものけんりフェス」を開催します。様々な体験コーナーを楽しんでみませんか。

世田谷区長
保坂 展人(のぶと)

主な内容　令和8年度(2026年度)補正予算が成立しました…P3 ｜ 区制施行95周年ロゴマークの区民投票を行います！…P4 ｜ 第21回 世田谷246ハーフマラソン交通規制のおしらせ…P12